

# 令和7年度 第1回福岡市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和7年7月29日（火）14:30～16:30

会場：天神ビル11号会議室

## 会議次第

### 1. 開会

### 2. 委員紹介

### 3. 協議事項

- (1) 令和7年度地域包括支援センターの運営について
- (2) 地域の実情に応じた3職種の配置について

### 4. 報告事項

- (1) 地域包括支援センターの体制について
- (2) 令和6年度事業資金収支決算概要について
- (3) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業所への一部委託について
- (4) 地域包括支援センターの移転について
- (5) 地域包括支援センターの次期運営法人の公募について

### 5. 閉会

## 会議資料

- ◇ 福岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
- ◇ 委員名簿
- ◇ 資料1：協議事項
- ◇ 資料2：報告事項
- ◇ 補足資料1：令和6年度地域包括支援センター事業実績
- ◇ 補足資料2：令和7年度福岡市地域包括支援センター運営指針
- ◇ 補足資料3：地域の実情に応じた3職種の配置について（案）
- ◇ 補足資料4：令和6年度事業資金収支決算書（法人別）
- ◇ 補足資料5：令和7年度事業資金収支予算書（法人別）
- ◇ 補足資料6：令和7年度福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務受託事業所一覧
- ◇ 補足資料7：令和6年度事業報告書・令和7年度事業計画書（センター別）

# 福岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

## (設置)

第1条 福岡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、福岡市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 次に掲げるセンターの設置等に関する事項

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) 次に掲げるセンターの運営に関すること。

ア センターから毎年度提出される次に掲げる書類の受領

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ センターにおける事業内容の評価及び当該評価基準の作成

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) 地域包括ケアに関すること。

## (組織)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は介護保険の被保険者

(3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

## (運営)

第5条 運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができ

る。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

**(代理出席)**

第7条 委員は、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

**(専門委員会)**

第8条 協議会は特別の事項について専門的検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は会長が指名する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

**(秘密保持義務)**

第9条 委員及びその他会議に出席した者は、会議において知り得た情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。

**(事務局)**

第10条 運営協議会の事務局は、福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に置く。

**(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附則**

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

2 最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

3 最初の運営協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

**附則**

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附則**

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

**附則**

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附則**

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

# 福岡市地域包括支援センター 運営協議会 委員名簿

令和7年7月時点

氏 名	所 属 等
秋田 智子	第1号被保険者 代表
安部 直子	(一社)福岡市歯科医師会 副会長
江頭 省吾	(一社)福岡市医師会 常任理事
鬼崎 信好	久留米大学大学院客員教授
清成 厚美	福岡市民生委員児童委員協議会 地域福祉部会長
袈裟丸 政憲	福岡市介護保険事業者協議会 会長
佐伯 正治	(社福)福岡市社会福祉協議会 事務局長
柴口 里則	(公社)福岡県介護支援専門員協会 会長
須佐 三津代	(公社)福岡県看護協会 地区理事
田川 布美子	第2号被保険者 代表
竹野 将行	(一社)福岡市薬剤師会 副会長
百枝 孝泰	(公社)福岡県社会福祉士会
柳 竜一	(公社)認知症の人と家族の会福岡県支部 代表
弓 幸子	弓・柴尾法律事務所

(敬称略、五十音順)

＜協議事項 1＞

令和 7 年度地域包括支援センターの運営について

1. 相談対応・活動の状況

補足資料 1「令和 6 年度 地域包括支援センター事業実績」を参照のこと。

2. 令和 7 年度地域包括支援センターの評価について

(1) 評価の実施根拠

介護保険法第 115 条の 46 第 4 項、第 9 項

(2) 評価目的

センターの運営について、福岡市とセンターの相互で下記の観点から確認し、以て福岡市の地域包括ケア構築を推進することを目的とする。

- 介護保険法に定められている適切、公正、中立且つ効率的になされているか
- 令和 7 年度事業計画書中「目標達成のために具体的に取り組むこと」についての達成状況

(3) 評価期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（12 か月間）

(4) 評価対象及び視点

地域包括支援センター運営指針（補足資料 2 参照）及び業務委託仕様書を踏まえ、「運営姿勢」「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「介護予防に係るケアマネジメント」「地域ケア会議の開催・運営」の 6 区分について市とセンターの相互で確認する。

※「令和 7 年度地域包括支援センター運営指針」については、補足資料 2 を参照のこと。

(5) 評価の流れ

① 各センターによる自己評価（全センター実施）

② 福祉局地域包括ケア推進課による評価

ア. 評価巡回（各運営法人の概ね半数のセンターで実施）

- ・評価対象は、自己評価表および事業計画書兼報告書に加え、総合相談記録や活動報告書、その他関係書類
- ・少なくとも 2 か年度に一度は全てのセンターを巡回
- ・特に必要と認める場合は、同一センターを 2 か年度連続で巡回

イ. 書面評価（評価巡回対象でないセンター）

- ・評価対象は、自己評価表および事業計画書兼報告書のみ
- ・併せて短時間（30 分程度）のヒアリングを実施

③ 福祉局地域包括ケア推進課は評価結果を整理のうえ、地域包括支援センター運営協議会（以下「運協」という。）に報告。運協は、評価結果について協議し委託可否を判断する。

※各区地域保健福祉課においては、全センターを対象に、適宜巡回し、意見交換及び助言を行う。

(6) 評価・巡回スケジュール

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括支援センター		自己評価							
福岡市	福祉局 地域包括ケア推進課		評価巡回						
			書面評価 (ヒアリング)			★運協報告			
	各区地域保健福祉課	センター巡回 (意見交換・助言) ※通年で適宜							

(7) 運協においてセンターの運営が不適切と判断された場合の流れ

令和8年 1～3月	市による集中的な指導
4月	再評価
5～7月	再度、運協において令和9年度の同法人の委託可否について判断 不可の場合は、該当センターについては、次期運営法人の公募に合わせて、令和9年度からの運営法人を変更する

### 3. 令和7年度福岡市地域包括支援センター自己評価表の改訂案について

#### (1) 令和7年度福岡市地域包括支援センター自己評価表（案）

評価区分	評価項目	自己評価の視点(望ましい行動)	自己評価	振り返りコメント	
【自己評価の基準】 5:そのような行動を常にしている 4:そのような行動をよくしている 3:そのような行動をどちらかというとしている 2:そのような行動をどちらからかというとしていない 1:そのような行動をまったくしていない	下記(1)~(3)の総括	● 下記の各視点を踏まえたセンター運営ができています。 ○ 年度当初に作成する事業計画書に基づき、進捗・実績を確認しながら計画的に運営を行うとともに、自己評価や体制変更等のタイミングを見つつけ区と協議のうえ適宜計画を見直すなど、効果的なセンター運営に向け取り組んでいます。			
	運営姿勢	(1) 運営姿勢	○ 地域ケア会議等で抽出した地域課題や、把握した担当領域の現状やニーズに基づき、センターの取組みにおける重点項目を設定し、取組みの評価を行っている。		
		(2) センター内業務連携	○ 通時、業務上必要な情報を職員間で共有している。 ○ 三職種及び生活支援・介護予防推進員がそれぞれの視点を踏まえ、専門性を活かし、連携しながら支援している。		
		(3) 個人情報取扱い	○ センターで取り扱う個人情報の紛失・外部への漏洩等を防ぐため、個人情報の取扱ルール(考え方)や方法を定め、実践している。またセンター内で何らかのチェック機能が働いている。 ○ 個人情報の紛失・外部への漏洩等の事故が起きた場合は、すみやかに報告・対応し、再発防止策を検討・実施している。		
	総合相談支援	下記(1)~(6)の総括	● 下記の各視点を踏まえた当該業務ができています。		
		(1) 相談の初期対応	○ 初回に聞き取るべき情報の確認・整理や相談初期における対応方針などについて、センター全体で共通認識を持ち行っている。		
		(2) 緊急性の高い相談への対応	○ 緊急を要すると判断したケースについては、遅滞なく職員相互で情報を共有し連携しながら支援している。		
		(3) ケースマネジメント	○ 対象世帯の課題を明確にした上で、支援の目的や必要性を検討し、問題の解決に結びつけている。		
			○ 必要に応じて三職種協議・個別支援会議・ケアカンファ等を活用し、支援方針や役割分担を明確にしている。		
		(4) 認知症高齢者等の支援	○ 複合化・複雑化したケースについて、早期の段階で障がい・子ども、生活困窮など様々な関係機関と連携し支援している。		
(5) 自立支援・自己決定支援	○ 必要に応じて認知症初期集中支援チーム、専門医などと連携し、認知症の早期診断や、症状に応じた適時・適切な医療や介護等サービスにつなげている。				
(6) ネットワーク構築・活用	○ 本人の自立支援・自己決定支援の観点に立った個別支援をしている。 ○ 複合課題への対応の観点をもって、個別の相談対応や日々の交流、地域ケア会議等の活動を通して、積極的に地域団体や関係機関とのネットワークを構築し連携している。				

評価区分	評価項目	自己評価の視点(望ましい行動)	自己評価	振り返りコメント
権利擁護	下記(1)～(5)の総括	● 下記の各視点を踏まえた当該業務ができています。		
	(1) 権利擁護の視点	○ 総合相談において権利擁護の視点に基づいたスクリーニングを行い、対応が必要なケースに支援を行っている。		
	(2) 処遇困難事例への対応	○ 関係者と連携を図り、チームで意思決定支援を踏まえた対応を心掛けている。		
	(3) 成年後見制度の活用	○ 処遇困難や虐待事例(疑い含む)については、すみやかな初期対応に向け、三職種協議のうえ支援方針を定め、積極的に区や関係機関に相談し、連携しながら支援している。		
	(4) 消費者被害の防止	○ 成年後見制度の利用が必要と考えられる場合は、すみやかに申立支援を行っている。また、必要に応じて成年後見推進センターへ相談するなど、必要な人が滞滞なく制度を利用できるよう心掛けている。		
	(5) 権利擁護に関する啓発	○ 市長申立が必要と考えられる場合は、すみやかに区と協議し必要な支援を行っている。		
	下記(1)～(5)の総括	● 下記の各視点を踏まえた当該業務ができています。		
	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	○ 地域の消費者被害情報を把握するとともに、情報提供や啓発に取り組んでいる。また、消費者被害事例に対して、警察、消費生活センターなどと連携して支援し、再発防止や継続的な支援を行っている。		
	(2) 介護支援専門員の資質向上	○ 高齢者虐待や成年後見制度などの権利擁護に関して、地域住民、民生委員、介護支援専門員、サービス事業者や医療機関など地域全体に啓発を行っている。また、高齢者虐待に関しては養護者支援の視点についても啓発を行っている。		
	(3) 介護支援専門員間のネットワーク構築	○ 圏域内の介護支援専門員のニーズを相談支援活動や事業所巡回などで把握し、介護支援専門員の実践力向上を意識した事例検討や支援の振り返りなどを行っている。		
(4) 介護支援専門員に対する個別支援	○ 圏域内の介護支援専門員同士で情報の共有、実践の振り返りの場を定期的に実施し、精神的サポートなどの支え合いができるネットワークの構築・継続を支援している。			
(5) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	○ 個別事例において、介護予防ケアマネジメントや困難事例の対応等に関する相談や助産を行うとともに、必要に応じて同行訪問や個別支援会議の開催などにより、介護支援専門員が主体的に対応できるよう支援している。			
包括的・継続的ケアマネジメント支援	○ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と積極的に連携を図り、圏域全体のケアマネジメント力の向上・支援に取り組んでいる。			



評価区分	評価項目	自己評価の視点(望ましい行動)	自己評価	振り返りコメント
介護予防に係る ケアマネジメント	下記(1)～(5)の総括	● 下記の各視点を踏まえた当該業務ができています。		
	(1) 虚弱高齢者の把握	○ 虚弱高齢者を早期に把握できるよう、地域のネットワークを構築するとともに、必要に応じて集団へのアプローチなどを行っている。また個別相談などの機会を捉え把握に努めている。		
	(2) 通いの場等の把握・支援	○ 通いの場をはじめとした多様な地域資源の把握に努め、情報を地域へ還元するとともに、住民主体の取組みが継続できるよう関係機関と連携し、支援に取り組んでいる。		
	(3) 自立支援に資する 介護予防ケア マネジメント	○ 介護予防型個別支援会議等の機会を活用し、日頃からセンター全体で、自立支援の視点を持ったケアマネジメントの質の向上に努めている。		
	(4) 多様な地域資源 ・サービス等の活用	○ 本人が主体性をもって介護予防に取り組めるよう、本人の状態や環境をアセスメントした上で、本人に合った地域資源・サービス等を提案している。		
	(5) 介護予防に関する啓発	○ 運動、栄養、口腔ケア、社会参加など、介護予防やフレイル予防に関する具体的な取組み方法について、地域住民が実践できる形で周知、啓発を行っている。		
地域ケア会議 の開催・運営	(6) 地域特性に応じた 取組みの検討	○ 地域の高齢者の情報を分析するとともに、関係機関等と連携して、必要な支援や社会資源の開発につなげる取組みをしている。		
	下記(1)～(3)の総括	● 下記の各視点を踏まえた当該業務ができています。		
	(1) 個別支援会議 の開催・運営	○ 個別レベルの地域ケア会議は、明確な開催目的を立て、目的を達成するために幅広く参加者を選択して積極的に行うとともに、会議終了後はセンター内での振り返りや会議参加者、区など関係者と結果を共有している。		
	(2) 個別支援会議 からの課題抽出	○ 個別支援会議の積み上げから地域課題を抽出し、高齢者地域支援会議や圏域連携会議でのテーマとするなど、検討に向けた取り組みを行っている。		
(3) 圏域連携会議等の 開催・運営	○ 圏域レベル(地域によっては校区)での地域ケア会議は、明確な開催目的を立て、目的を達成するために多職種連携を意識した参加者や開催方法・時期等を選択して行い、会議終了後はセンター内での振り返りや会議参加者、区など関係者と結果を共有している。			

(2) 評価項目・自己評価の視点 新旧対照表

【新】令和7年度(案)	【旧】令和6年度
<p>■運営姿勢</p> <p>(1) 運営姿勢</p> <p>○ <u>地域ケア会議等で抽出した地域課題や、把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組みにおける重点項目を設定し、取組みの評価を行っている。</u></p>	<p>■運営姿勢</p> <p>(1) 運営姿勢</p> <p>○ 地域ケア会議等で抽出した地域課題や、把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組みにおける重点項目を設定している。</p>
<p>■総合相談支援</p> <p>(6) ネットワーク構築・活用</p> <p>○ 複合課題への対応の視点をもって、個別の相談対応や<u>日々の交流、地域ケア会議等の活動を通して、積極的に地域団体や関係機関とのネットワークを構築し連携している。</u></p>	<p>■総合相談支援</p> <p>(6) ネットワーク構築・活用</p> <p>○ 複合課題への対応の視点をもって、個別の相談対応や地域ケア会議等の活動を通して、地域や関係機関とのネットワークを構築し連携している。</p>
<p>■包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <p>(4) 介護支援専門員に対する個別支援</p> <p>○ 個別事例において、<u>介護予防ケアマネジメントや困難事例の対応等に関する相談や助言を行うとともに、必要に応じて同行訪問や個別支援会議の開催などにより、介護支援専門員が主体的に対応できるよう支援している。</u></p>	<p>■包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <p>(4) 介護支援専門員に対する個別支援</p> <p>○ 個別事例において、必要に応じて同行訪問や個別支援会議の開催などにより、介護支援専門員が主体的に対応できるよう支援している。</p>
<p>■介護予防に係るケアマネジメント</p> <p>(6) <u>地域特性に応じた取組みの検討</u></p> <p>○ <u>地域の高齢者の情報を分析するとともに、関係機関等と連携して、必要な支援や社会資源の開発につなげる取組みをしている。</u></p>	<p>■介護予防に係るケアマネジメント</p> <p>項目なし</p>

## ＜協議事項 2＞

### 地域の実情に応じた3職種の配置について

#### 1. センター受託法人からの申出を受け、地域の実情に応じた3職種の配置について協議するもの

- (1) 城南第1圏域、城南第4圏域

#### 参考1：地域の実情に応じた3職種の配置について福岡市の取扱い

##### 【改正省令の概要】

地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を各区域の実情に応じて配置することを可能とする。この場合、一つのセンターに置くべき常勤職員は3職種のうちから2職種以上とする。

##### 【福岡市の対応】

センター受託法人から地域の実情に応じた3職種の配置の希望があった場合は、事前に直近の運営協議会において協議を行い、センターの効果的な運営に資すると認められた場合は、地域の実情に応じた3職種の配置を実施できるものとする。

なお、センター職員は3職種の配置が原則であることから、実施期間は最長1年間、かつ会計年度毎とする。ただし、センター受託法人から延長の希望があった場合は、改めて事前に直近の運営協議会において協議を行うものとする。

#### 参考2：令和7年4月1日より地域の実情に応じた3職種の配置を実施している圏域

- (1) 東第3圏域、東第9圏域
- (2) 博多第3圏域、博多第6圏域
- (3) 中央第1圏域、中央第2圏域
- (4) 西第4圏域、西第7圏域

## ＜協議事項 2＞

### 地域の実情に応じた3職種の配置について

#### 1. センター受託法人からの申出を受け、地域の実情に応じた3職種の配置について協議するもの

- (1) 城南第1圏域、城南第4圏域

#### 参考1：地域の実情に応じた3職種の配置について福岡市の取扱い

##### 【改正省令の概要】

地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を各区域の実情に応じて配置することを可能とする。この場合、一つのセンターに置くべき常勤職員は3職種のうちから2職種以上とする。

##### 【福岡市の対応】

センター受託法人から地域の実情に応じた3職種の配置の希望があった場合は、事前に直近の運営協議会において協議を行い、センターの効果的な運営に資すると認められた場合は、地域の実情に応じた3職種の配置を実施できるものとする。

なお、センター職員は3職種の配置が原則であることから、実施期間は最長1年間、かつ会計年度毎とする。ただし、センター受託法人から延長の希望があった場合は、改めて事前に直近の運営協議会において協議を行うものとする。

#### 参考2：令和7年4月1日より地域の実情に応じた3職種の配置を実施している圏域

- (1) 東第3圏域、東第9圏域
  
- (2) 博多第3圏域、博多第6圏域
  
- (3) 中央第1圏域、中央第2圏域
  
- (4) 西第4圏域、西第7圏域

## &lt; 報告事項 1 &gt;

## 地域包括支援センターの体制について

## 1. 運営体制・職員定数

西第 2 地域包括支援センターに三職種を 1 名増員。

※ 高齢者の相談対応・支援を担う三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）をセンター担当地域内高齢者人口 2,000 人あたり 1 名増員

	R7 年度	R6 年度	対前年度比
センター数	57 センター + 2 支所	57 センター + 2 支所	±0
職員定数	269 名 うち三職種 212 名 生介 57 名	268 名 うち三職種 211 名 生介 57 名	+1
運営形態	委託：11 法人	委託：11 法人	±0

## ※生活支援・介護予防推進員

生活支援や通いの場など地域資源を活用した介護予防支援を担う。

平成 27 年度 前身となる介護予防専任職員を 22 センターにモデル配置

平成 30 年度 名称変更のうえ、以降順次配置拡大

令和 3 年度 全 57 センターへの配置を完了

## &lt; 参考 &gt; 地域包括支援センター運営体制の整備状況

介護保険 事業計画期間	センター数	職員定数	運営形態
第 3 期 H18～20 年度	28 センター ★新設	84 名	直営 7 センター 委託 21 センター (2 法人)
第 4 期 H21～23 年度	39 センター + 1 支所	H21:117 名 → H23:121 名	直営 0 センター 委託 39 センター (4 法人/2 増) ★完全委託化
第 5 期 H24～26 年度		H24:146 名 → H26:156 名	
第 6 期 H27～29 年度	57 センター + 2 支所	H27:209 名 → H29:214 名	委託 57 センター (9 法人/6 増 1 減)
第 7 期 H30～R2 年度		H30:225 名 → R2:251 名	
第 8 期 R3～5 年度		R3:264 名 → R5:267 名	委託 57 センター (11 法人/3 増 1 減)
第 9 期 R6～8 年度		R6:268 名 → R7:269 名	

<報告事項2>

令和6年度事業資金収支決算概要について

1. 事業活動資金収支

(円)

	事業活動資金収支			返還委託料 [D]	清算後差額 [E=A-B-D]
	収入[A]	支出[B]	差額[C=A-B]		
11法人計	3,232,639,350	3,104,036,319	128,603,031	25,147,975 48,263,787	55,191,269
一般社団法人 福岡市医師会	1,564,322,312	1,523,204,232	41,118,080	0 33,519,501	7,598,579
社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会	1,044,678,772	978,126,112	66,552,660	23,427,079 4,175,582	38,949,999
社会福祉法人 順和	119,737,244	106,528,277	13,208,967	0 627,109	12,581,858
社会医療法人 原土井病院	102,069,297	98,791,776	3,277,521	0 3,931,990	▲ 654,469
医療法人 寺沢病院	49,218,748	47,236,330	1,982,418	0 252,155	1,730,263
医療法人 福岡桜十字	62,254,259	59,887,345	2,366,914	0 562,097	1,804,817
医療法人 和仁会	50,187,698	52,082,399	▲ 1,894,701	0 0	▲ 1,894,701
公益社団法人 福岡医療団	63,954,463	70,192,607	▲ 6,238,144	0 2,004,503	▲ 8,242,647
社会福祉法人 ちどり福祉会	70,347,879	71,838,057	▲ 1,490,178	0 2,073,515	▲ 3,563,693
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	51,360,330	50,662,330	698,000	0 417,918	280,082
特定非営利活動法人 地域福祉を支える会そよかぜ	54,508,348	45,486,854	9,021,494	1,720,896 699,417	6,601,181

注) 返還委託料[D]

上段…三職種が介護予防プランを作成し介護報酬を得た場合に国の算定方法に基づき市へ返還した業務委託料

下段…職員の欠員等により市へ返還した業務委託料

## 2. 収入及び支出の内訳

(円)

	収入[A]の内訳 (上段：金額 / 下段：割合)			支出[B]の内訳 (上段：金額 / 下段：割合)		
	市委託料	介護予防支援 事業収入	その他	人件費	居宅CM等への 業務委託料	事務費等
11法人計	2,210,155,000 68.4%	1,021,044,195 31.6%	1,440,155 0.0%	2,509,155,241 80.8%	67,119,899 2.2%	527,761,179 17.0%
一般社団法人 福岡市医師会	1,084,000,000 69.3%	479,630,982 30.7%	691,330 0.0%	1,195,636,081 78.5%	20,089,236 1.3%	307,478,915 20.2%
社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会	705,930,000 67.6%	338,382,796 32.4%	365,976 0.0%	806,762,728 82.5%	37,154,550 3.8%	134,208,834 13.7%
社会福祉法人 順和	80,900,000 67.6%	38,665,052 32.3%	172,192 0.1%	92,760,647 87.1%	0 0.0%	13,767,630 12.9%
社会医療法人 原土井病院	69,140,000 67.7%	32,929,297 32.3%	0 0.0%	80,833,473 81.8%	112,570 0.1%	17,845,733 18.1%
医療法人 寺沢病院	34,610,000 70.3%	14,607,437 29.7%	1,311 0.0%	37,985,908 80.4%	1,588,420 3.4%	7,662,002 16.2%
医療法人 福岡桜十字	39,500,000 63.4%	22,754,259 36.6%	0 0.0%	46,686,639 78.0%	2,547,750 4.3%	10,652,956 17.8%
医療法人 和仁会	34,000,000 67.7%	16,187,698 32.3%	0 0.0%	43,896,390 84.3%	1,119,370 2.1%	7,066,639 13.6%
公益社団法人 福岡医療団	40,475,000 63.3%	23,465,263 36.7%	14,200 0.0%	59,937,508 85.4%	759,563 1.1%	9,495,536 13.5%
社会福祉法人 ちどり福祉会	46,300,000 65.8%	23,974,573 34.1%	73,306 0.1%	65,540,405 91.2%	1,810,400 2.5%	4,487,252 6.2%
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	34,600,000 67.4%	16,695,388 32.5%	64,942 0.1%	43,005,855 84.9%	0 0.0%	7,656,475 15.1%
特定非営利活動法人 地域福祉を支える会そよかぜ	40,700,000 74.7%	13,751,450 25.2%	56,898 0.1%	36,109,607 79.4%	1,938,040 4.3%	7,439,207 16.4%

※詳細は、補足資料 4「令和 6 年度事業資金収支決算書（法人別）」を参照のこと。

## <報告事項3>

### 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

#### 1. 概要

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の一部は居宅介護支援事業者（以下、「居宅」という。）へ委託することができるとなっている。

##### 【関係法令（概要）】

###### ◎介護保険法第115条の23第3項

指定介護予防支援事業者（＝地域包括支援センター）は、指定介護予防支援の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

###### ◎介護保険法第115条の47第6項

第1号介護支援事業の委託を受けた者（＝地域包括支援センター）は、当該業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

###### ◎介護保険法施行規則第140の36、140条の71

厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

###### ◎厚生労働省通知

委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。

#### 2. 委託の承認について（概要）

- (1) 予防支援業務等の委託を受けようとする居宅は、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務受託申出書及び承認の要件に関する挙証資料を居宅の所在地を担当する地域包括支援センターへ提出する。
- (2) 地域包括支援センターは、当該居宅について要件を確認した上で、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務委託（変更）届出書を福岡市へ提出しなければならない。
- (3) 福岡市が福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務委託（変更）届出書を受理した場合は、要件を確認した上で委託を承認する。  
また、承認した居宅については、これを公表することにより通知したこととする。

#### 3. 承認の要件

- ア) 中立性・公正性が担保され、受託する介護予防ケアマネジメント業務を円滑に遂行できる能力があること。
- イ) 指定居宅介護支援事業所であること。

#### 4 委託状況（令和7年7月1日現在）

	今回 協議件数
承認の要件を満たす事業所	325

※ 詳細は、補足資料6「令和7年度 福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務受託事業所一覧」を参照のこと。



## <報告事項4>

### 地域包括支援センターの移転について

#### 1. 移転した地域包括支援センター

圏域	事務所所在地		電話番号	FAX 番号	営業開始日
	【新】	【旧】			
西第3	上山門 1-7-7 1階	拾六町 5-16-12	882-7080	882-7088	令和7年 4月28日(月)

※上記地域包括支援センターの電話番号・FAX 番号は、従来どおり変更はありません。



#### 2. 移転理由

センター職員の増員などにより、事務所スペースが狭小になったことによる。

## <報告事項5>

### 地域包括支援センターの次期運営法人の公募について

1. 地域包括支援センター事業業務の現受託法人によるセンター運営期間（予定）  
令和9年3月31日まで
2. 地域包括支援センター事業業務の次期受託法人によるセンター運営期間（予定）  
令和9年4月1日から令和15年3月31日まで（6年間）
3. 公募に関する概ねのスケジュール（案）

令和7（2025）年度	・現受託法人との意見交換 ・公募条件の整理 ・公募方針の決定 ・選定委員会の設置 ・公募開始
令和8（2026）年度	・受託法人の決定 ・センター設置場所の決定
令和9（2027）年度	4月1日から新体制スタート

※現時点での想定スケジュール（詳細は検討中）